

5-5 装置開発室

装置開発室は、これまで所外の研究者の施設利用に関しては、装置開発室の設備の利用についてのみ公募の対象としてきたが、先端装置開発技術の急速な多様化と進歩の早さを考慮し、装置開発室技術職員の技術レベルの向上を目的として、平成17年度後期より、実験装置の開発・製作についても施設利用として製作依頼を受けることとした。分子科学研究所の研究支援組織としての位置付けは変わらないので、業務の込み具合によっては引き受けられないこともあることを公募要項には明記してある。この決定については、装置開発室所内運営委員会（平成17年1月31日）、教授会、などの議論を経て2月22日の分子科学研究所運営会議において承認された。また、このような施設利用の内容の変更にとまって、所外の委員も含めた装置開発運営委員会を設置することとなった。所外からの製作依頼については、開発要素の強いものを受け付ける方針であるので、年間数件以内を予定している。前期、後期の年2回公募し、装置開発運営委員会で議論したのち、装置開発室長が採否を決定する。

装置開発室における16年度の報告すべきもう一つの活動として、一年間の製作報告、共同技術開発、他機関との技術交流報告などを内容としたアニュアルレビュー（年一回）の刊行がある。装置開発室の活動が所内外のできるだけ多くの研究者や技術者の目に触れることは、研究者と技術者および技術者と技術者の間の情報交流をスムーズにし、装置開発技術の向上にとって、また、組織活性化のうえで極めて有益なことと考える。